

やわたの上下水道

第8号
平成31年1月



目次

【1面】

- ・市民防災広場雨水地下貯留施設施工状況
- ・あさかぜ公園雨水地下貯留施設完成
- ・上下水道の整備状況

【2・3面】

- ・平成29年度上下水道事業会計決算状況
- ・上下水道料金減免のお知らせ
- ・上水道の耐震化について
- ・にぎり水の発生原因について
- ・鉛製給水管取替計画の終了について
- ・悪質な訪問業者にご注意ください
- ・普段住まれていない住宅等の漏水について
- ・閉栓手続きのお願い
- ・水道管の凍結にご注意ください

【4面】

- ・下水道の維持管理について
- ・木根の侵入による排水設備の詰まりについて
- ・下水道管の長寿命化について
- ・雨水タンクの設置費用を助成します

市民防災広場雨水地下貯留施設施工状況

近年の集中豪雨等によって発生している浸水被害を軽減する対策として、八幡植松地内にある八幡市消防署横の市民防災広場において、平成29年度より雨水地下貯留施設設置工事を実施しています。この雨水地下貯留施設の貯留量は約3,100m³で、一般的な小学校の25mプールで約9個分の雨水を溜めることができます。写真は平成30年9月の施工状況で、雨水地下貯留施設の基礎となる地盤の改良工事を行っている状況です。

雨水地下貯留施設とは、降雨により水路の水位が上がり溢れそうになった時に雨水を地下貯留槽に一旦溜めておき、水路の水位が下がった時にポンプでくみ上げ水路に排水する施設です。

あさかぜ公園雨水地下貯留施設完成

八幡軸地内にある南ヶ丘児童センター横のあさかぜ公園において、平成28年度より施工していました雨水地下貯留施設が、工事費約8億9千万円で平成30年3月に完成しました。

右の写真は、完成したあさかぜ公園雨水地下貯留施設設置後のあさかぜ公園と雨水地下貯留施設内の写真です。

この雨水地下貯留施設の貯留量は約4,400m³で、一般的な小学校の25mプールで約12個分の雨水を溜めることができます。

上下水道の整備状況

	水道事業	下水道事業
行政人口	71,611	
給水人口 処理区域内人口	71,605	71,513
普及率	99.9%	99.9%



(現在のあさかぜ公園の写真)

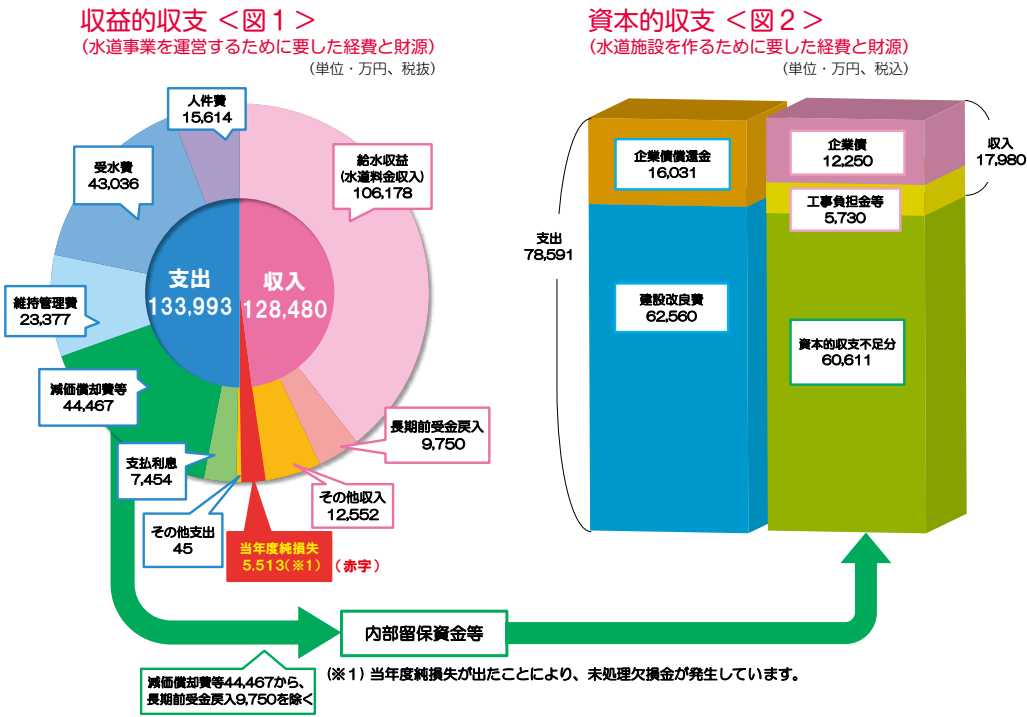
(雨水地下貯留施設内の写真)

上下水道事業の経営状況

八幡市の上下水道事業は、市民の皆さまからお支払いいただいた水道料金や下水道使用料を主たる財源として施設の整備、維持管理及び事業運営経費等の費用をまかなっています。

上下水道事業の経営環境については、節水機器の普及や人口減少社会を迎えて、ますます水道水の需要が減少傾向にあり、収入が減少しています。そのため、経費削減を行い、より効率的な事業経営に努めています。

平成29年度水道事業会計決算状況

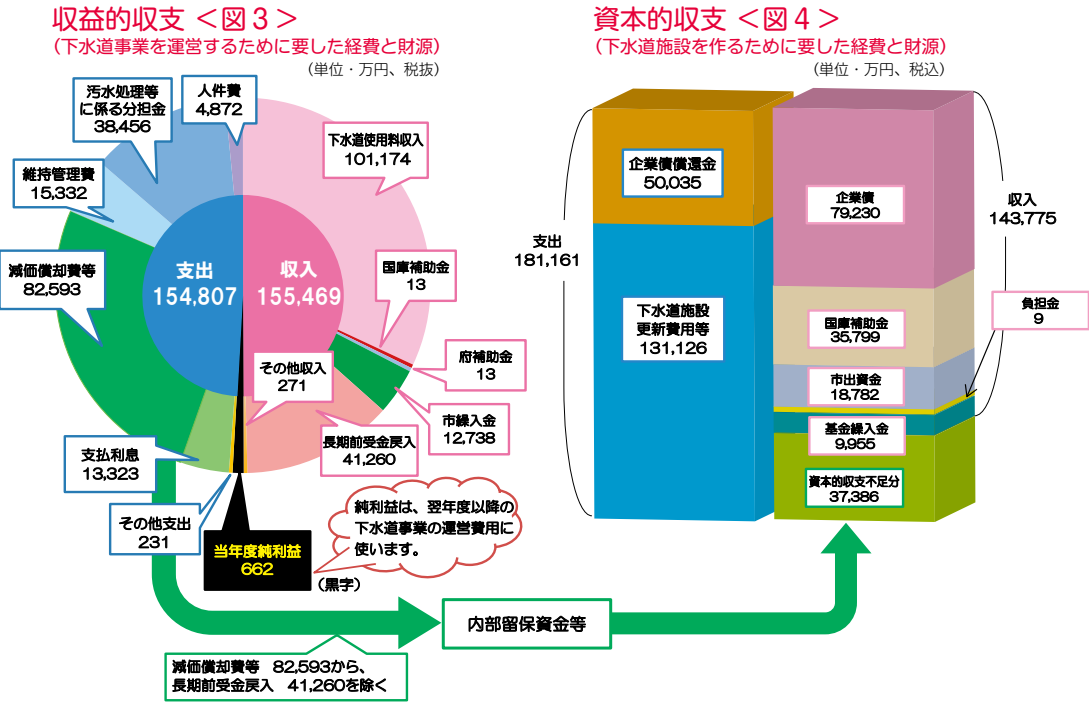


水道事業の平成29年度収益的収支は、前年度と比べて給水収益や固定資産売却益等の収入は減少となりました。また、人件費や減価償却費等の費用も減少となりました。その結果、支出が収入を上回り、5,513万円の当年度純損失(赤字)となりました。(図1)

また、前年度までの赤字と合わせ平成29年度末時点で7,960万円の未処理欠損金(累積赤字)が発生しています。

資本的収支では、美濃山浄水場薬品注入設備更新工事や平成28・29年度継続事業として美濃山浄水場汚泥脱水処理設備更新工事等を行った他、男山泉地区等で老朽配水管の布設替工事や府営水受水管耐震化工事を行い、延長1,607.4mの水道管を整備しました。(図2)

平成29年度下水道事業会計決算状況



下水道事業の平成29年度収益的収支は、前年度と比べて下水道使用料や長期前受金戻入等の収入は減少となりました。また、汚水処理等にかかる分担金や資産減耗費、支払利息等の費用も減少となりました。その結果、収入が支出を上回り、662万円の当年度純利益(黒字)となりました。(図3)

資本的収支では、未普及地区解消のため、南山地区において整備を行ったほか、大雨による浸水対策として、平成28年度からの繰越事業であるあさかぜ公園雨水地下貯留施設設置工事が完了いたしました。また、平成29・30年度継続事業として、市民防災広場雨水地下貯留施設設置工事を実施しています。男山・西山地区では、改築更新工事を引き続き行い、延長1,544.0mの下水道管を更新しました。地震対策としては、八幡地区において、下水道管等の耐震化工事を行いました。(図4)

上下水道料金減免のお知らせ

上下水道事業では、以下の世帯に対し、上下水道料金の減免制度を設けています。

- 【対象者】
- 一人暮らしの65歳以上の高齢者で市民税非課税の方
※別世帯が同居している場合、対象とはなりません
 - 18歳未満の児童を養育する母子・父子世帯で市民税非課税の世帯
※別世帯の課税者が同居している場合、対象とはなりません
 - 特別児童扶養手当を受給している世帯
 - 特別障害者手当を受給している世帯

※生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては、上記に該当していても減免対象外となります。
(生活保護費には、あらかじめ水道光熱費が算入のうえ支給されているため)

※上下水道料金減免制度は2020年3月31日をもって終了となります。制度終了に伴う減免額の経過措置については以下の表をご覧ください。

制度終了までは申請を受付いたしますので、該当する方は印鑑を持参のうえ、経営課まで申請してください。(別途非課税証明書が必要となる場合があります。)

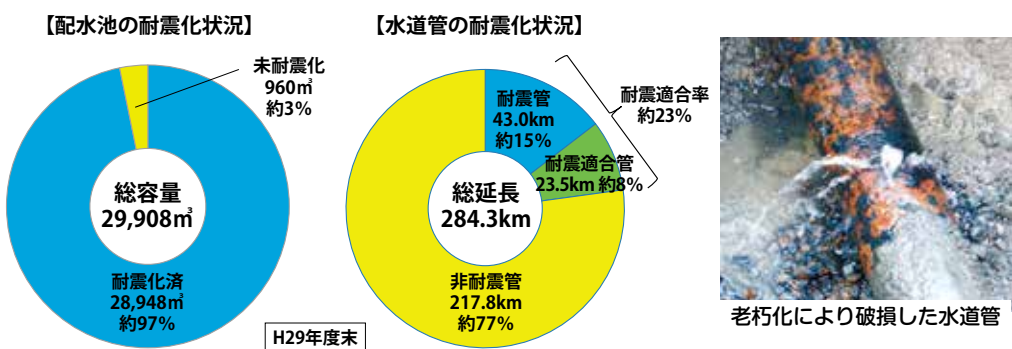
【2カ月1装置あたり消費税抜】

使用月	水道料金	下水道使用料
2019年3月使用分まで	790円 (基本料金の1/2)	700円 (基本料金の1/2)
2019年4月使用分から 2020年3月使用分まで	395円 (基本料金の1/4)	350円 (基本料金の1/4)

上水道の耐震化について

平成29年度末時点の耐震化率は、配水池で約97%、水道管で約23%（耐震適合率）です。また、浄水場や受水場については耐震化が完了しています。八幡市では昭和35年の給水開始後約59年を経過し、現在約2割の管路が更新の時期を迎えています。

老朽化した水道管は、耐震化を兼ねて布設替工事を行っていますが、管路の耐震化や更新には多大な費用と時間を要します。将来に大きな負担を残さぬよう、今後も継続して安全な水をお届けするために、計画的に管路の更新や耐震化を行ってまいりますので、工事の際にはご協力をお願いいたします。



にごり水の発生原因について

水道水には微量の鉄分が含まれており、長い年月をかけて水道管の内部に付着していきます。水道管内の水の流れの変化等により、付着した鉄分がはがれることで、にごり水（赤水）が発生することがあります。

にごり水が発生した場合は、給湯器や浄水器等、器具のついていない蛇口で、にごりがなくなるまでしばらく水を流してください。

万が一飲んでも、にごりの原因である鉄分は人体へ吸収されず、大部分が体外へ排出されるため特に心配はありませんが、飲用はしないでください。

にごり水が発生する例

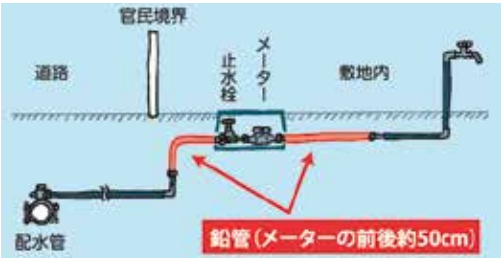
- 1. 水道管の断水工事や、水道管の漏水等により緊急工事を実施した場合
- 2. 火災の消火活動や点検等により消火栓を使用した場合
- 3. 大きな地震により水道管に揺れが生じた場合

なお、にごりがひどい場合や、しばらく水を流してもにごりが収まらない場合は、上水道課まで連絡してください。

鉛製給水管取替計画の終了について

市では平成25年度より計画的に鉛製給水管の取替工事を行ってきましたが、平成29年度をもちまして対象者に対する案内及び工事を終了しました。

なお、事情により鉛製給水管が残存している箇所において、漏水が発生した場合等には、引き続き個別に対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。



悪質な訪問業者にご注意ください

「水道の水質検査を無料で行っている」「下水の排水管の清掃を格安で行っている」などと言って、不必要な浄水器の購入や排水管清掃作業の高額な契約をしてしまい、後でトラブルになるケースが増えています。また、市役所の委託を受けているかのように訪問する場合がありますので、特に一人暮らしの方はご注意ください。

不審な訪問業者に対しては、「身分証の提示を求める」、「その場ですぐに契約や支払をしない」、「強引な場合は、警察に通報する」等の対応が考えられます。契約に関するトラブルについては八幡市生活情報センター（075-983-8400）へ連絡してください。



普段住まれていない住宅等の漏水について

普段住まれていない住宅等で、給水管及び、蛇口等の給水用具から漏水が発生すると、発見が遅れ大規模な漏水となり、住宅に被害が出たり水道料金が高額になったりする恐れがあります。

日常的に漏水の確認を行う、止水栓の開閉で管理する、使用しないときは閉栓手続きを行うなど、日常的な管理をお願いいたします。

閉栓手続きのお願い

引越しや使用者が亡くなられた時など、水道の使用を取り止める場合には経営課窓口での手続きが必要です。

閉栓手続きをされなかった場合、水道を使用されていなくても基本料金が発生しますので、手続きのお忘れがないようお願いいたします。



水道管の凍結にご注意ください



気温がマイナス4度以下の厳しい寒さになると防寒の不十分な水道管内では、水が凍り、破裂する可能性があります。凍結は屋外に配管された次のようなところで多く発生します。

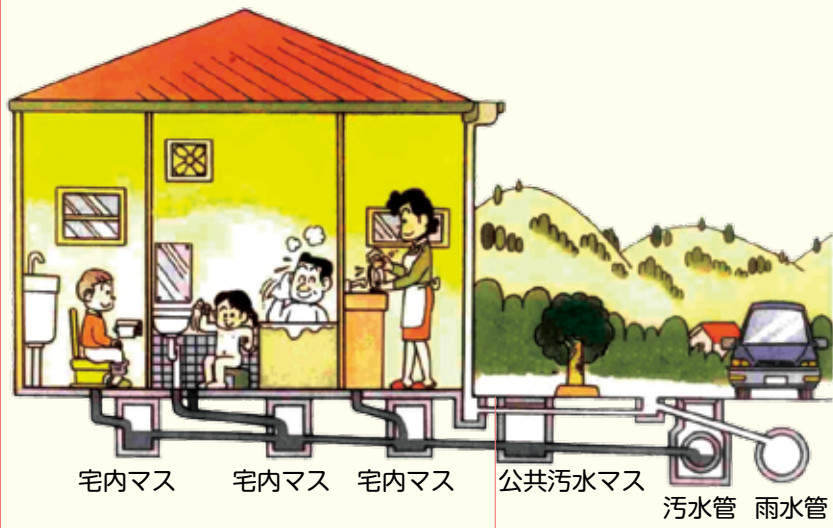
- 管が露出しているところ ●風あたりの強いところ
- 防寒対策としては保温材を管に巻きつけ保温材自体が水に濡れないように上からビニールテープ等でしっかり巻いてください。
- 水道管が破裂したらメーターボックス内にある元栓（止水栓）を閉めてください。それから上水道課または八幡市指定給水装置工事事業者へ連絡してください。

水道管

保温材を管に巻きつける

ビニールテープを巻いて濡れないようにする

下水道の維持管理について



排水設備(個人が維持管理)

公共下水道(市が維持管理)

下水道施設は、市が管理する部分と個人が管理する部分に分かれていて、個人が管理する部分を排水設備といいます。また、下水道管には污水管と雨水管があり、八幡市は分流式という方式で、污水と雨水を別々に排水しています。

木根の侵入による排水設備の詰まりについて



各家庭のマスや排水管といった排水設備に敷地内の草木の木根が侵入し、その木根に汚物等が絡まって排水管を詰まらせてしまうといった排水不良が多く発生しています。木根の侵入する原因は、経年劣化による排水設備の破損や接続不良等が考えられますが、これは高圧洗浄による一時的な通管では解消されませんので、排水設備の取替や修繕といった工事が必要になります。

排水設備工事は軽微なものを除いて八幡市下水道排水設備指定工事業者でなければ行うことができません。市ホームページに掲載されている指定工事業者一覧をご確認のうえ、原因の調査・工事等のご依頼をお願いいたします。下水道課の窓口でも指定工事業者一覧をご確認いただけます。

下水道管の長寿命化について

現在、老朽化した下水道管の長寿命化を図り、機能の維持や道路陥没を未然に防ぐため、改築更新工事を行っています。老朽化が進行している下水道管から順に改築更新工事を進めており、全体で約245kmのうち、平成29年度末までに約24.2kmの下水道管(污水)の改築更新工事を行いました。今年度は約0.8kmの改築更新工事を予定しています。

改築更新工事は主に更生工法と呼ばれる工法で施工しています。更生工法とは古くなった管の内面に新たな管を構築する工法で、道路を掘らずにマンホール部分から施工できるため、従来の工法よりも道路交通への影響を抑えることが可能となります。



(工事前)



(工事後)

雨水タンクの設置費用を助成します

雨水タンクとは、雨水の流出を一時的に抑えるために、屋根に降った雨を雨どいを通じて溜めるタンク(右図)のことです。溜まった雨水は、庭の花や樹木の散水、非常用の生活用水(トイレ排水等)として様々な用途で有効活用できます。市民の皆様と協働して取り組むことにより、防災・減災を図るもので、設置には助成制度がありますので、検討をお願いします。

なお、助成を受けるには、事前相談が必要です。購入前に下水道課窓口にお越しください。

【助成内容】

雨水タンク[タンク本体+付属品(架台等)]および、購入に要する費用(送料)の4分の3に相当する額(消費税込、上限4万5千円。千円未満切捨)
※設置工事費、その他諸費用は含みません。設置例(右図)の①～④の箇所が助成対象です。

設置例

- ①雨どいからの分岐器具
- ②雨どいと本体の接続器具
- ③雨水タンク本体
- ④本体架台

